

西宮市一般廃棄物処理基本計画(素案)に対する  
意見提出手続(パブリックコメント)の結果について

環境局 環境施設部 施設整備課  
環境局 環境施設部 施設計画担当参事  
環境局 環境事業部 美化企画課

「西宮市一般廃棄物処理基本計画(素案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

様式 3 号

平成28年12月9日(金)から平成29年1月13日(金)にかけて実施した意見提出手続(パブリックコメント)について、3名から9件のご意見をいただきました。ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

■提出人数及び意見件数

①提出人数

(年代別・男女別)

年代	男性	女性	合計
50代	0	1	1
70代	2	0	2
合計	2	1	3

(居住地域別)

居住地域	本庁	鳴尾	甲東	瓦木	塩瀬	山口	市外	未記入	合計
人数	1	1	0	1	0	0	0	0	3

(提出方法別)

提出方法	郵送	FAX	メール	持参	合計
人数	2	0	0	1	3

②意見件数

(意見項目別)

意見項目	件数
第3章 ごみ処理編	
第2節 ごみ処理行政の動向	
3. 大阪湾フェニックスセンターの動向	1
第3節 ごみ処理基本計画	
4. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	2
5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	1
6. ごみの処理施設の整備に関する事項	3
7. その他ごみの処理計画に関する必要な事項	1
その他の意見	1
合計	9

(回答分類別)

回答分類	内容	件数
①素案に記載済	意見内容が既に素案に盛り込まれているもの。	5
②意見を反映	意見を反映し、素案を修正するもの。	0
③今後の参考・検討	素案の修正はしないが、今後の参考とするもの。検討していくもの。	3
④対応が困難	対応が困難なもの、市の考え方と方向性が合致しないもの。	1
	合計	9

「西宮市一般廃棄物処理基本計画(素案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

様式 3 号

(1) ごみ処理行政の動向

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 頁・行	回答 分類
1	灰燼（焼却灰など）の措置の為には新たな公有海面の埋立地の用意が必要と思われます。	1	市内では埋立処分地の確保が困難なため、焼却灰などは大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場にて処分しています。大阪湾フェニックスセンターの既存の埋立処分場の受入予定年限は平成39年度までであることから、大阪湾広域処理場整備促進協議会において、次期埋立処分場の具体化に向けた検討が行なわれます。	P9・P14 P18・P21	①

「西宮市一般廃棄物処理基本計画(素案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

様式 3 号

(2) ごみ処理基本計画

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 頁・行	回答 分類
1	現在地に於いて予め建て替え用地を確保し、建物や施設の更新はその場での順次更新で、今後に備えた予備地も残す事を考えるべきと思われます。	1	西宮浜の西部総合処理センターと鳴尾浜の東部総合処理センターの2箇所の用地で、ごみ処理を継続できるよう、整備計画をたて、更新してまいります。	P27・P28	①
2	廃棄物の燃焼処理の熱利用（給食施設利用・家庭向け暖房用途・その他）を拡げる必要があると思われま。	1	西部総合処理センター、東部総合処理センターの焼却施設では、発電と近隣施設への蒸気供給での余熱利用を行っています。今後も、焼却施設の建設および延命化等大規模改造の計画の際には、最新技術や法制度を調査し、発電利用、蒸気利用等、最も効率のよい余熱利用の方法を選択し、処理施設を整備してまいります。	P13・P24 P27・P28	③
3	灰燼（焼却灰など）の建築資材への再利用化施設を処理場周辺に建設して、循環型処理場として歳入を検討する事もあるべきでしょう。	1	現在は単独で灰処理施設を持つことはコスト面で難しく、広域処理施設でのセメント化を行っていますが、焼却施設の計画の際には、焼却灰などの処理および資源化について、最新技術の調査を行い検討してまいります。	P9・P14 P21・P28	③
4	日本のごみ処理に関する先進技術や方法を改めて市民にアピールし、更なる技術の革新に努めていただければ嬉しい限りと言います。	1	西部総合処理センター、東部総合処理センターで、ごみ処理技術や、リサイクル技術を理解していただくための施設見学会を実施しています。また、常に最新のごみ処理技術の動向を調査し、本市のごみ処理に適した技術について維持管理や施設整備に反映をしております。	P24・P28・資料5	①

「西宮市一般廃棄物処理基本計画(素案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

様式 3 号

(2) ごみ処理基本計画

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 頁・行	回答 分類
5	使用済小型家電の分別回収は稀少金属回収にも役立つ事と思います。	1	国内に存在する様々な家電製品には、原材料として貴重な有用金属が多く含まれています。各家庭で不要となった使用済小型家電を分別回収し、それらの有用金属の再資源化を行うことは、資源循環型社会の形成に大きく寄与する取り組みであると考えております。	P20・資料5	①
6	ごみの中には、食品包装等のその他プラが大きなウエイトを占めていると思われませんが、全体的にはゴミの減量は行なわれつつあると思います。収集現場に働く若手職員などの賢明な意見の吸い上げを検討して下さい。	1	その他プラにつきましては、平成25年2月から国道2号以南地区にて分別収集を開始し、同年4月からは全市域にて分別収集を開始しました。周知・啓発活動に取り組んできた結果、市民の認知度も高まり、回収量は増加傾向にあります。今後も職員一丸となって、さらなるごみの減量および再資源化に向けて取り組んでまいります。	P7・資料5	③
7	「資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行なえない環境づくりの推進（H29～）」には反対です。コンテナから市民の皆に、色々持って帰ってもらって使ってもらおう方向の啓発活動こそ、すべきです。	1	本市では、ごみの減量及び資源循環型社会の形成を推進しており、不用品のリユースにつきましては、市のホームページ上で市民相互間の不用品交換を支援する「エコウ館」の運営や、リサイクルプラザでの不用品の無償提供などを行っております。 また、市民の方が排出された再資源化が可能な物（古紙類、アルミ缶・ビン・金属類など）につきましては、市が回収を行った後に再資源化事業者などに売却するなどの適正な処理を行い、得られた売却収入はごみ処理にかかる費用の一部に充当しております。 第三者による持ち去り行為につきましては、営利目的の持ち去りが懸念されることに加え、また持ち去られた資源物が適正に処理されているか市では確認できなくなることや、市民のごみ減量や分別意識に悪影響を与えることから、禁止すべきであると考えております。	P24・資料5	④

「西宮市一般廃棄物処理基本計画(素案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

様式 3 号

(2) ごみ処理基本計画

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 頁・行	回答 分類
8	「生活系ごみ排出抑制・資源化」にある、「生ごみ3キリ運動」の推進は、真に当を得た施策であり、特に「食べきり」「使いきり」の意識付けは重要と考える。是非、この施策を強力に進めて欲しい。	1	一般家庭から排出されるもやすごみには、約3割程の生ごみが含まれていることが判明しております。また、生ごみの中には食べ残しや賞味期限切れにより廃棄されている「食品ロス」も含まれております。ごみの減量を進める上で、生ごみの減量は重点的に対応すべき課題でありますので、周知・啓発に努めてまいります。	P7・P15 P24・資料5	①

■意見等に対する対応

いただいたご意見等については今後の取り組みを進めていく上での参考とさせていただくとし、西宮市一般廃棄物処理基本計画については、素案のとおりといたします。